

岩倉市自治基本条例の推進に関する  
審議会報告書

平成 27 年 3 月

岩倉市自治基本条例審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	審議の方法	1
3	岩倉市自治基本条例推進計画の概要	2
4	岩倉市自治基本条例推進計画	5
	(1)別に定めるとしている条例の進捗状況	6～9
	(2)条例の各規定に基づく事項の進捗状況	10～41
	(3)協働の取組状況シート	42～51
5	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	
	(1)岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	52
	(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	53
	(3)岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	53

## 1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条においては、市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置くとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 2 年目の今年度は、3 回の会議を開催しました。昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進計画の進捗状況とその見通しを確認し、また、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いましたので報告いたします。

今年度は、別に定めるとしている条例を策定する組織として、岩倉市市民参加条例検討委員会と公益的通報に関する条例検討委員会が設置され、それぞれ検討が行われました。

公益的通報に関する条例検討委員会は検討を終え、議案が 3 月議会に提出され制定されました。また、岩倉市市民参加条例検討委員会においても精力的に議論がなされており、条例案として検討が深まってきていることを確認しています。

具体的な内容を規定する条例の策定によって、着実に自治基本条例の精神を活かしたまちとなるための環境整備が進んでいる実感を持つことができます。今後よりいっそう、この条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に新たに策定する条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例が市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

### 岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

## 2 審議の方法

自治基本条例推進のため資料を関係する各部署から提出してもらい、審議会において検証を行いました。そのまとめを「岩倉市自治基本条例推進計画」（以下「推進計画」といいます。）としています。

今後においても、岩倉市自治基本条例とこの推進計画を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置をするものです。

## 3 岩倉市自治基本条例推進計画の概要

(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

### 【別に定めるとしている条例の進捗状況】

計画番号	該当条文	別に定める条例	主管課
(1)ーア	第 10 条	市民参加と協働に関する条例	企画財政課
(1)ーイ	第 12 条	住民投票に関する条例	企画財政課
(1)ーウ	第 20 条	公益的通報条例	行政課

(2) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

### 【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】

計画番号	該当条文	審議する内容	主管課
(2)ーア①～②	第 7 条	・議会の政策立案機能の状況 ・議会基本条例の規定の遵守状況	議会事務局
(2)ーイ①～④	第 10 条	・議会及び執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況	議会事務局 企画財政課
(2)ーウ①～③	第 14 条	・執行機関の組織 ・実効性のある職員研修 ・適正な人事評価	秘書課
(2)ーエ①～②	第 19 条	・法体系の整備 ・条例の制定 ・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(2)ーオ①～②	第 21 条	・財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用 ・財政に関する計画の公表 ・財政状況の公表	企画財政課
(2)ーカ	第 22 条	・行政評価の実施と結果の公表	企画財政課
(2)ーキ	第 23 条	・危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	危機管理課
(2)ーク	第 24 条	・地域資源の継承	商工農政課



(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。

**【協働の取組状況シート（平成 25 年度）】**

市の協働の取組を一覧表にしています。岩倉市自治基本条例第 4 条の「自治の基本原則」に沿い、その進捗状況の検証を行います。

平成 25 年度は、第 3 次総合計画の「パートナーシップ型施策」に基づき作成しましたが、平成 26 年度は、より多くの協働事業を洗い出すため、「パートナーシップ型施策」に加え、平成 25 年度の行政評価(単位施策評価シート)で協働事業として挙げた事業を追加して作成しています。

#### **4 岩倉市自治基本条例推進計画**

5 ページ以降に掲載します。



いいわくん  
岩倉市PR大使

# 岩倉市自治基本条例推進計画

(平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月)

**(1) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。  
【別に定めるとしている条例の進捗状況】**

**計画番号 (1) ーア・イ (主管課：企画財政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 10 条第 4 項 (市民参加と協働)	前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
第 12 条第 2 項 (住民投票)	住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

2 制定する予定の条例の概要 (主な内容)

<p>(条例名) (仮称) 岩倉市市民参加条例</p> <p>◇市民参加条例検討委員会の構成</p> <p>平成 26 年 6 月に検討委員会を設置し、毎月 1 回会議を実施している。</p> <p>(委員構成) 識見を有する者 1 名、地域団体の代表者 1 名、 市民活動団体の代表者 2 名、市民の代表者 3 名、市職員 3 名</p> <p>◇方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討事項は、①市民参加の手続、②住民投票、③協働とする。</li> <li>・市民のために市民が参加しやすい仕組みを定めることを念頭に検討を進める。</li> <li>・誰にも分かりやすい表記とする。</li> </ul> <p>◇具体的な検討事項</p> <p>《市民参加の手続》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関が重要な条例や制度を制定する際などに、市民の意見を反映させる為の手続を規定。</li> </ul> <p>市民参加の手続の対象、方法(審議会等、アンケート、意見交換会、パブリックコメント手続、政策提案制度、市民登録制度)、実施予定及び状況の公表、第三者機関など</p> <p>《住民投票》</p> <p>請求の規定(住民投票の対象、設問の形式、請求権者の要件、署名数の要件)</p> <p>投開票に関すること(投票資格者の要件、投票成立の要件、投票結果の取り扱い)など</p> <p>《協働》</p> <p>協働の推進など</p>
---

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	行 動 計 画
平成26年6月	市民参加条例検討委員会設置
平成26年7月～9月	市民参加の手續に関する検討

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	行 動 計 画
平成26年10月	市民参加の手續に関する検討
平成26年11月～1月	住民投票に関する検討
平成27年2月～3月	協働に関する検討
平成27年度	パブリックコメント手續、シンポジウム、議案提出

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

- ・第10条と第12条は次元が違うので、同じ条例の中で策定するのは難しいのではないかと。（回答）構成については、市民参加条例検討委員会において議論し決定する。
- ・住民投票の案件が想定されない中で提案するのはどうかと思う。市民が参加する手法の一つとして住民投票として最低限の条文だけを決めておくこともありではないかと。（回答）住民投票は常設型とすることは自治基本条例で規定している。市民参加条例において、想定する案件を盛り込むことを検討している。
- ・市民委員登録制度をつくることで、公募はなくなるのか。（回答）公募の補完制度として、市民委員登録制度を規定していく。
- ・市民参加条例の中で公募制度と市民委員登録制度からの参加を位置づけていくことになるのか。（回答）そのとおりである。

6 平成26年度審議会での論点

- ・パブリックコメント手續の意見の提出件数を増やすよう努めること。
- ・市民参加条例検討委員会委員は、住民投票は市民参加のひとつの手段であるという共通認識を持っているか。

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

- ・PDCAの重要性は高まっており、来年度策定予定の地方版総合戦略でも重視されている。
- ・（仮称）市民参加条例の議論は意味があることである。策定手續も市民参加を踏まえないといけない。この過程を踏むと、時間はかかるが、協働の推進にはできるだけ早く制定することが望ましい。

**計画番号（1）ーウ （主管課：行政課）**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 20 条第 4 項 (法令等の遵守及び 公益的通報)	公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。
------------------------------------	--------------------------------

2 制定する予定の条例の概要（主な内容）

<p>(条例名) <u>(仮称) 岩倉市公益的通報に関する条例</u></p> <p>市の事務事業に関する法令違反等について、市内部職員からの通報（公益的通報）を受け付ける制度を設けるもの。</p> <p>◇具体的な検討事項</p> <p>通報対象事項、通報者の範囲、通報先、通報者の保護内容など</p> <p>《公益通報者保護法と条例の関係》</p> <p>市も、公益通報者保護法（以下「法」という。）に定める一事業者であり、職員から内部通報があったときは、法の規定に基づき、通報者の保護等の義務が生じることとなる。その意味では、法と条例は、その目的、手段等で重なる部分はあるが、法の目的が「国民生活の安定と社会経済の健全な発展」であるのに対し、条例は「市政の適正な運営のための法令及び条例等の遵守」を目的としており、通報対象事実も法よりも広く、条例、規則等に違反する事実のほか、事務事業に係る不当な事実も対象としている。</p> <p>すなわち、今回制定する条例は、法に基づく公益通報（内部通報）を受け付け、処理する枠組みとして機能させることに加え、法に基づく通報対象事実の発生に至る以前の通報を行いやすくし、これを是正する仕組みを設けることにより、適正な市政運営のための法令遵守体制の確立をめざすものである。</p> <p>なお、この条例は、法に基づく通報を妨げるものではない。</p>
--

3 進捗状況（平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 3 月まで	他市の条例等の研究、課内での条例制定方針の検討を行った。
平成 26 年 4 月	条例制定方針等の三役説明を実施した。
平成 26 年 5 月	公益的通報に関する条例検討委員会を設置し、条例案の検討を開始した。
平成 26 年 6 月まで	5 月から 9 月までの間に 7 回の検討委員会を開催した。

4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	行 動 計 画
平成 26 年 10 月	第 8 回検討委員会で条例案を決定する。
平成 26 年 12 月まで	条例案についての解釈及び運用を行政課において作成する。
平成 27 年 2 月まで	パブリックコメント実施。三役説明を実施し、条例案を確定する。
平成 27 年 3 月	平成 27 年 3 月（第 1 回）岩倉市議会定例会に条例案を提出する。

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報先は第三者機関になるのか。第三者でないと意味がない。 （回答）内部機関（調査委員会）のほか、外部機関（処理委員）の設置を検討している。</li> <li>・ 内部でしっかり議論して欲しい。 （回答）庁内にて条例検討委員会を設置し、十分に検討している。</li> <li>・ 審議会としては、自治基本条例の理念に則っているか議論したい。 （回答）今年度の審議会にて議論していただく。制定後も毎年度条例の運用状況を公表予定。</li> </ul>
--

6 平成 26 年度審議会での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員や市民から意見をもらうため、パブリックコメントを実施すること。</li> <li>・ 第三者機関は専門性を持つ機関なので、案件により通報先が変わるのか。</li> <li>・ 通報者は保護されるのか。</li> <li>・ 第一通報先は、調査委員会より外部機関（処理委員）の方が通報者の保護が確実になるのではないか。</li> </ul>
--

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報者の不利益を受けない仕組みとしてはできているが、調査委員会は内部の組織であり心配なところもある。</li> <li>・ 公益通報者保護法では、通報対象事実は予め列挙された法律の規定に基づく犯罪行為に限定されているので、それに比べると幅が広がっているが、判断は職員に求められるので条例ができたならコンプライアンスを強化していく必要がある。</li> <li>・ 平成 27 年 2 月にパブリックコメント手続を実施後、3 月議会にて可決された。運用状況は来年度、報告をもらうことになる。</li> </ul>
--

**(2) 岩倉市自治基本条例の検証に関すること。**  
**【条例の各規定に基づく事項の進捗状況】**

計画番号 (2)ーア① (主管課：議会事務局)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第7条第1項 (議会及び議員の 役割と責務)	議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。
------------------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費によるもの及び議員派遣という手法により、議員としての能力向上のため、従来から研修、視察等を行っている。それらで得られたものを、一般質問等の議会活動により執行機関に提案をするなどして、岩倉市政に生かしている。</li> <li>・議会報告会及び意見交換会を行い、市民の意見や要望を集約し、所管する委員会ごと、また、議員全員（議会改革特別委員会）で協議を行い、その結果について議会だより等を通じ、市民に返している。</li> </ul>
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政視察の報告については、その一部は一般質問等に結びついているが、視察の全体的な報告については、直接、市民の目に触れていない。</li> <li>・議会独自の事務事業評価については、議論が停滞して、前に進んでいない。</li> </ul>

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成25年10月	第2回法制執務研修
平成25年10月～ 平成26年9月	政務活動費による研修・視察 延べ21回
平成25年10月	総務・産業建設常任委員会行政視察（千葉県成田市「デマンド交通について」及び調査事項・千葉県白井市「市民参加条例について」・千葉県野田市「公契約条例について」）
平成25年10月	厚生・文教常任委員会行政視察（神奈川県海老名市「海老名市食の創造館について」・東京都日の出町「がん医療費の助成制度について」・東京都豊島区「がん教育の実施について」・東京都文京区「防災宿泊体験について」及び「子育て応援メールマガジンの配信事業について」）



平成 26 年 1 月	大津市へ視察（政策検討会議及び議会改革の取組について） 講演会を実施（地域公共交通におけるデマンド交通の役割：福本雅之氏）
-------------	--

#### 4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	総務・産業建設常任委員会行政視察
平成 26 年 10 月	厚生・文教常任委員会行政視察
平成 26 年 10 月～	政務活動費による研修・視察（未定）

#### 5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例はあるが、推進計画をもっていないのではないか。 （回答）月 1 回の議会改革特別委員会で議題として挙げ、逐条的に検討している。</li> <li>・視察したことを活かして議員提案をしてほしい。 （回答）過去の一般質問、代表質問のデータベース化について研究している。</li> <li>・視察の報告会を実施し、今後どのように取り組んでいくのかを示してほしい。 （回答）実施は考えていない。議会の質問を通して、執行機関へ要望するのが主である。</li> <li>・講演会では外部講師の講演に加えて、視察の報告会を実施してほしい。 （回答）議会だよりで掲載している。視察の報告書を公開していくことも検討する。</li> </ul>
--

#### 6 平成 26 年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりや議会報告会を通じた視察の報告は、視察を経てどう思い、どう市政に反映できるかという意見を載せたものにしてほしい。</li> <li>・議会基本条例ができてから、他市議会から議会への視察は増えている。</li> <li>・視察は、対応し説明する議員や職員にとって勉強になる。</li> </ul>
--

#### 7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の質問にも視察の成果は窺える。ただし、市民に知らせる方法を検討してもらいたい。</li> <li>・議会基本条例の推進と、その検証機関として議会改革特別委員会での議論の内容について市民に知らせてほしい。</li> </ul>
--

**計画番号 (2)ーア② (主管課：議会事務局)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第7条第3項 (議会及び議員の 役割と責務)	その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。
------------------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革特別委員会において、議会基本条例を逐条的に、毎年度、検証を行っている。</li> <li style="padding-left: 20px;">第2条 請願、陳情</li> <li style="padding-left: 20px;">第6条 議員研修の充実・強化</li> <li style="padding-left: 20px;">第7条 議会図書館の充実</li> <li style="padding-left: 20px;">第10条 市民との意見交換</li> <li style="padding-left: 20px;">第11条 広報広聴機能の充実</li> <li style="padding-left: 20px;">第12条 議会審議における論点、情報の形成 など</li> <li>・議会改革特別委員会は、毎月、開催しているが、市民等を交えた外部機関の設置については、未検討となっている。</li> </ul>
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の進捗評価については、議会の内部評価に留まっている。</li> <li>・地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用について研究する必要がある。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>地方自治法 100 条の 2</p> <p>普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者にさせることができる。</p> </div>

3 進捗状況 (平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。)

時 期	内 容
平成 25 年 10 月～	議会改革特別委員会の開催

4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 11 月	地方自治法第 100 条の 2 の規定による専門的知見の活用の検討
平成 27 年 2 月	議会基本条例の進捗評価における外部評価の検討

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

・今後の取組を期待したい。

6 平成 26 年度審議会委員での論点

・特になし

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

・地方自治法第 100 条の 2 を活用しようと考え、取り組もうとしている姿勢は評価できる。  
前向きに取り組んでいることに敬意を表し、今後の取り組みに期待したい。

**計画番号 (2)ーイ① (主管課：議会事務局)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第1項 (市民参加と協働)	議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
----------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会については、意見交換会と併せて「ふれあいトーク」という総称を冠し、市民が馴染みやすいにして開催している。</li> <li>・執行機関側が市民参加条例検討委員会を立ち上げ、条例策定を進めるのに合わせ、市民参加条例検討特別委員会を設置し、市民と議会における市民参加のあり方を再検討している。</li> </ul>
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会では、参加する市民が常連化する傾向がある。それはそれで、悪いことではないが、他の参加者との発言時間のバランスを考慮する意味で、ルール化が必要である。</li> <li>・市民参加の手法は、執行機関と議会とでは大きく異なることを認識した上で、市民参加のみならず、協働についても更に研究する必要がある。</li> </ul>

3 進捗状況 (平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。)

時 期	内 容
平成26年6月・7月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)
平成26年9月	市民参加条例検討特別委員会設置・第1回委員会開催

4 今後の見通し (平成26年10月以降について記入してください。)

時 期	内 容
平成26年10月	第2回市民参加条例検討特別委員会開催
平成26年11月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)
平成26年11月～	毎月、市民参加条例検討特別委員会開催
平成27年5月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)

#### 5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・参加人数が減少している原因は、周知方法だけではなく、別の原因があるのではないか。「知らないで行かない」のではなく、「知っているも行かない」のではないか。
- ・報告会の内容を充実させるなど、課題を解決するための取組を計画する必要がある。（回答）テーマを絞って行うなど努力している。平成 26 年度は「市民協働」。

#### 6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・議会における協働とは何を想定しているか。
- ・ふれあいトークをルール化してはどうか。
  - 議員個人に対して執拗に詰め寄ることはしない。
  - 議会として意見を統一し分かりやすく説明すること。
  - 資料も一般の参加者に分かりやすくすること。
  - 市民と協働で司会を立てるなどしてはどうか。

#### 7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・報告会自体は評価する。今後、以下の点に期待したい。
  - ①市民の要望に即しているか
  - ②視察内容が活かされているか
  - ③ルールの策定

## 計画番号 (2)ーイ② (主管課：企画財政課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第1項 (市民参加と協働)	議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。
----------------------	---

### 2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>(仮称)市民参加条例を検討していく中で、特に政策等の立案の段階で、より多様な市民の意見を収集するため、市民参加の手続を検討している。また、行政評価も対象とし、実施や評価についても市民参加できる仕組みを検討している。</p> <p>また、参加しやすい環境を整えるため、市民参加の方法とともに、実施の方法も検討している。</p> <p>〈検討されている事項〉</p> <p>◇市民参加の対象</p> <p>(1)総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2)基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3)広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更</p> <p>(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>(5)行政評価</p> <p>◇市民参加の方法</p> <p>①審議会 ②アンケート ③意見交換会 ④公聴会 ⑤市民討議会</p> <p>⑥パブリックコメント ⑦政策提案制度 ⑧市民登録制度</p> <p>◇実施の方法</p> <p>このうち、どの方法を、どういう形(組み合わせ)で実施していくのかについて検討している。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>条例とすることにより、各担当課で実施されていた市民参加の手続は、全庁的な規定となるため、職員に向けた十分な周知が必須となるとともに、条例の規定に則り実施されているかのチェックが必要になる。</p> <p>庁内説明会などを開催するなどし、職員に市民参加の意識を徹底させる。</p> <p>協働のあり方検討委員会において、民間委託等ガイドラインの見直しとともに、協働のあり方について検討を進める必要がある。</p>

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成26年6月	岩倉市市民参加条例検討委員会を設置（毎月1回委員会を開催）

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成27年度	職員説明会
平成27年度	（仮称）岩倉市市民参加条例制定
平成27年度	協働のあり方検討委員会（プロジェクト）を開催し、民間委託等検討ガイドラインの見直しを協働の視点で検討する。

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

・特になし
-------

6 平成26年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託ガイドラインの見直しについて</li> <li>・（仮称）市民参加条例は、職員に対し義務を課す条例であるので、職員に徹底させないといけない。</li> </ul>
---

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託ガイドラインの見直しは、（仮称）市民参加条例制定から時間を置かずに取り組んだ方が良い。検討が遅くなると予算に反映されるのは更に遅くなる。</li> <li>・（仮称）市民参加条例の職員向け説明会は、具体的な事例を挙げ、その事例にはどういった市民参加手続が必要になるかを説明すると良い。条例制定に近い時期にやる方が良い。</li> </ul>
--

**計画番号 (2)ーイ③ (主管課：議会事務局)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第2項 (市民参加と協働)	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
----------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行機関側が市民参加条例検討委員会を立ち上げ、条例策定を進めるのに合わせ、市民参加条例検討特別委員会を設置し、市民と議会における市民参加のあり方を再検討している。</li> <li>・議会報告会及び意見交換会で得られた市民の意見は、必要に応じ、市当局に対し質疑を行い、議会改革特別委員会、各常任委員会等で協議し、その結果について議会だより等を通じ、市民に返している。</li> </ul>
<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加条例検討特別委員会において、請願及び陳情のあり方も協議していく必要がある。</li> <li>・更に市民に対し、議会の動きが見えるようにする必要がある。</li> </ul>

3 進捗状況 (平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。)

時 期	内 容
平成26年6月・7月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)
平成26年9月	市民参加条例検討特別委員会設置・第1回委員会開催

4 今後の見通し (平成26年10月以降について記入してください。)

時 期	内 容
平成26年10月	第2回市民参加条例検討特別委員会開催
平成26年11月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)
平成26年11月～	毎月、市民参加条例検討特別委員会開催
平成27年5月	議会報告会及び意見交換会 (ふれあいトーク)



#### 5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・市民の意見を反映させる仕組みとして、請願陳情の取扱い状況、提出者との意見交換、委員間討論に付したのか、制度や予算化の要望等を行ったかのチェックが必要である。  
（回答）今後、検討していく。
- ・市民の意見を聴取する場が少ない。少人数での報告会を多く開催してもらった方が参加しやすいのでは。  
（回答）多数開催は難しいので、内容を充実させていきたい。

#### 6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・市議会の傍聴の規定が大幅に緩和されたが、その効果は検証されているのか。
- ・傍聴のルールをなくすことで誰でも入場ができ、記録できるので、当たり障りのない議論になってしまわないか。
- ・反問権の活用について

#### 7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・傍聴者は多い方がよい。また、議論が交わされるようになると傍聴者は増える。もっと活発な議論を期待している。

**計画番号 (2)ーイ④ (主管課：企画財政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第2項 (市民参加と協働)	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
----------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>(仮称)市民参加条例において、市民の提案を受け付ける仕組みとして、新たに政策提案制度を検討している。</p> <p>また、市民の意見を反映する仕組みとして、市民参加の実施予定及び実施結果について公表をしていくとともに、第三者機関による検証の仕組みを検討している。</p> <p>〈政策提案制度の検討事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案できる者、連署数</li> <li>・提出に必要なもの</li> <li>・提案の取り扱い</li> <li>・検討結果の公表</li> </ul> <p>平成25年度の実績例</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>市民の声・私の提案</td> <td>236件</td> </tr> <tr> <td>タウンミーティング</td> <td>4回 (108人の参加者)</td> </tr> <tr> <td>いどばた広聴</td> <td>4回 7件の意見や要望</td> </tr> </table>	市民の声・私の提案	236件	タウンミーティング	4回 (108人の参加者)	いどばた広聴	4回 7件の意見や要望
市民の声・私の提案	236件					
タウンミーティング	4回 (108人の参加者)					
いどばた広聴	4回 7件の意見や要望					
<p><b>【課題】</b></p> <p>政策提案制度により提出された提案の取り扱い方法について、明確な規定を行うこと。 検証機関としての第三者機関のあり方について、関係機関との調整が必要である。</p>						

3 進捗状況 (平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。)

時 期	内 容
平成 年 月	(仮称)市民参加条例のスケジュールに同じ
平成25年11月	タウンミーティングの実施 (あめんぼ)
平成26年1月	タウンミーティングの実施 (八剣町)
平成26年2月	タウンミーティングの実施 (東新町)
平成26年3月	いどばた広聴の実施
平成26年4月～	行政評価において、協働事業の把握を実施

4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年度	（仮称）市民参加条例のスケジュールに同じ タウンミーティングの実施（10 月川井町ほか） いどばた広聴の実施

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・ 苦情を除いて建設的な意見でどれくらい実現したのか。
- （回答） 集計はないが、各担当課へ通知し、実現可能な案件は随時実施している。

6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・ 「市民の声・私の提案」のうち建設的な意見が政策に活かされているか
- ・ 協働の取組状況シートには載っているか。
- ・ 苦情も意見であり、集約するべきである。
- ・ 「市民の声・私の提案」と市民参加条例検討委員会で議論されている政策提案制度の違いは何か。
- ・ 政策提案をするのに、10 人の連署というのはハードルとしては低く、面白い仕組みである。

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・ 市民が意見を言える機会を確保することは意義がある。政策提案制度は条文を読んで使い方を市民が理解できないといけない。
- ・ 今後、苦情処理を含めて、市民が執行機関に対して意見や政策を提案できる窓口をまとめる必要がある。

## 計画番号 (2)ーウ① (主管課：秘書課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 14 条第 1 項 (執行機関の組織)	執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。
--------------------------	---

### 2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>《組織機構改革》</p> <p>[平成 25 年度]</p> <p>平成 24 年度の報告内容を市長、副市長、教育長で構成する三役会で再検討した結果、平成 26 年度から総務部危機管理課を創設し、税務課を総務部から市民部へ異動する見直しを行った。</p> <p>[平成 26 年 6 月]</p> <p>改めて組織・機構検討委員会を開催するとともに、全職員を対象にアンケートを実施し、平成 27 年 4 月 1 日の組織機構改革に向けて取り組んでいる。</p> <p>《プロジェクトチーム》</p> <p>平成 25 年度には協働のあり方検討委員会など 2 つのプロジェクトチームを、平成 26 年度には、広報いわくらリニューアル検討委員会を新たに設置し、平成 24 年度に設置した 2 つのプロジェクトチームと合わせて、課題解決に向けて協議・研究を行っているほか、プロジェクトチームの設置に関する要綱を制定し、組織としての位置づけを明確にした。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>社会経済や社会構造の急激な変化により、行政ニーズは高度化・多様化し、また、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲により、地方自治体としての役割と責任はますます拡大してきている。一方で、少子高齢化・人口減少の時代を迎えた今、行政組織は、かつてのようなニーズに合わせた拡大型ではなく、少数精鋭の定員管理の下で柔軟で横断的な課題解決や調整能力を持った組織の編成と 6 年目を迎えるグループ制を検証していく必要がある。</p> <p>さらに、市民等の要望を的確に捉え、その実現に向け素早く対応できる組織を構築するため、庁内に組織・機構検討委員会や全職員から意見を求めるだけでなく、市政モニターやインターネット等を利用し、随時、市民からの意見を集約し、継続して検討していく必要がある。</p>

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成25年11月	プロジェクトチームの設置に関する要綱を作成
平成26年4月	組織・機構の見直しを実施
平成26年6月～	組織・機構検討委員会を開催
平成26年6月	職員アンケートを実施

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年10月～	組織・機構検討委員会を開催
平成26年11月	平成26年度組織・機構検討委員会報告書を作成

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ制が、市民の満足度に繋がらなくてはいけない。 （回答）職員からの意見徴収を行っている。今後、グループ制の検証を行っていく予定である。</li> </ul>
---

6 平成26年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度組織・機構検討委員会報告書には以下の再編の5つの柱を設定した。 ①子どもに関する組織の一元化、②市民活動支援の重点化、③高齢化社会に対応するための連携強化、④まちづくり戦略の推進、⑤業務拡大に対応するための再編</li> <li>・平成27年度に組織の見直しを実施する。</li> <li>・グループ制の評価は、市民目線では難しい。子ども、市民、高齢福祉の充実のために組織を変更することはやらないといけない。</li> <li>・今までは縦割り。グループ間で助け合うことで上手くいくのではないか。グループ制移行後、1階の事務処理が迅速になり、改革されている実感がある。</li> <li>・グループ制で職員数は減ったのか。</li> </ul>
--

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織については、柔軟に対応しているという評価はできる。グループ制の検証も継続していかなければならない。</li> </ul>
--

## 計画番号(2)ーウ② (主管課：秘書課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第3項 (執行機関の組織)	執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。
----------------------	---

### 2 現状と課題

#### 【現状】

行政ニーズへの対応と効率的・効果的であることを基本として組織・機構の見直しとともに、民間委託化や事務事業の見直しなどの手法により定員適正化に努めてきた。その結果、職員数は、平成13年度の465人から平成26年度は372人となり、ここ13年間で93人減少了。

職員の採用については、技能労務職は、原則、退職者不補充とし、その他の職員については、市民ニーズや事務の執行の点から検討し、適正な配置を行っている。

また、平成26年度は、新たに採用した7人を含め、長年培った能力や経験を有する15人の再任用職員を採用した。その他、特定の学識、経験、技術等を有する33人の嘱託職員と補助的な業務を行う286人のパート職員を雇用し、行政サービスが低下しないよう取り組んでいる。

#### 【課題】

定員管理の前提として、最少の経費で最大の効果を生み出すため、仕事の配分や精査を行い、引き続き仕事の効率化を図っていく必要がある。そして、官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員など多様な勤務形態の職員の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、地方分権改革により業務量の増が予想される中、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な行政需要の環境変化に的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。また、職員数の適正化については、中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画書の作成や類似する団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。

さらに、今後も高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎えることから、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。

3 進捗状況（平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 5 月～	三役と職員採用計画、職員の配置等の協議
平成 26 年 9 月	再任用職員選考審査会にて再任用職員の採用、配置を協議

4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	事務的補助を行うパート職員の雇用について所属長ヒアリングを実施
平成 27 年 4 月	業務量の積み上げの実施
平成 27 年 5 月～	定員適正化計画（定員に関する基本方針）の策定

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ規模の自治体と比べてどうなのか。比較できる指標があるとよい。 （回答）全国に現在 173 の類似団体。県内では弥富市が該当する。弥富市と比較すると人口 1 万人あたりの職員数は当市の方が少ないが、市町村合併の影響もあると思われる。</li> <li>・適正な人員管理とは、最少の人員で最大の効果を上げることである。 （回答）岩倉市は職員数は減少しているが、市民の力を借り協働に取り組む。</li> <li>・これからは市民との協働を進めていくことが必要である。 （回答）平成 23 年度に作成した岩倉市市民協働ルールブックに書かれた協働事業を積極的に実施していく。（協働の取組状況シートにも反映）</li> </ul>
---

6 平成 26 年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能労務職はなくしていくのか。</li> <li>・最小の人員で最大の効果を得ることについて不満を持っている人はいないのか。</li> <li>・定員管理は、行政経営プランでもチェック項目に挙がっている。職員定数は削減されても、嘱託やパートなど臨時職員は約 300 人と多いが、これでいいのか。</li> </ul>
--

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員管理については適正に努めていると評価する。</li> </ul>
--

## 計画番号(2)ーウ③ (主管課：秘書課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第4項 (執行機関の組織)	執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
----------------------	---

### 2 現状と課題

#### 【現状】

平成25年度は、市職員研修計画に基づき市独自研修(820人)の実施、及び研修機関等が実施する研修(154人)に職員を派遣し、延べ974人の職員が研修を受講した。

その他、「職員としての使命と責任を持ち、自ら考え挑戦する職員」という職員像を掲げ、日々の仕事を通じて職員を育てる「職場環境」を充実するため、職員提案制度や業務改善運動等にも継続的に取り組み、職員の能力開発の向上に努めている。

職員の人事評価について、管理職員は、公正な人事管理の確立と職員の資質向上並びに意識の改革を図ることを目的に能力評価等を、また一般職員は、業務遂行に対する意欲等を基に人事評価を実施している。

#### 【課題】

法務能力、政策形成能力、法制執務能力等、自治体職員に必要な能力を向上させるために「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の3つを有機的に連携させ、より実効性のある研修を継続して実施していく必要がある。また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実させるだけでなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していく必要もある。

職員一人ひとりが、組織の目標や方針を受け、自ら業務目標を設定し、その達成に向けて仕事に取り組む目標管理制度を全職員に導入している。平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、職員が職務で発揮した能力及び実績を反映する人事評価制度を導入すること明記された。今後は平成28年4月の制度施行に向けて職員への説明などを実施していく必要がある。



3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成26年1～3月	研修委員会の開催
平成26年3月	研修委員会の開催
平成26年4月	市職員研修計画に基づく研修の実施

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年12月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成27年1月	研修委員会の開催
平成27年4月	市職員研修計画に基づく研修の実施

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の満足度を高めるためには、職員の満足度を図り、高めていく必要がある。 （回答）研修等により資質や意欲を高めていく。</li> <li>・職員の満足度を高めるために、執行機関だけではなく市民が関われる方法があるのでは。 （回答）協働の視点に立って検討していく。</li> <li>・人事評価制度を確立して欲しい。結果の評価ではなく、プロセスの評価が大事である。</li> <li>・成果評価は難しい。日ごろの行動から総合的に評価することになる。 （回答）平成28年度より人事評価を導入していく予定である。</li> <li>・行政サービスの低下を招かないように、検証する必要がある。 （回答）研修や人事評価を通して、職員の意識向上に努めていきたい。</li> </ul>
--

6 平成26年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は人事評価を実施しているが、岩倉市はどうか。</li> <li>・個人でなくグループで責任をもつこともできるのではないか。</li> <li>・職員の評価は、市民目線と違う面もある。</li> <li>・職員研修の成果は測れているのか。集合教育は重要だが、1回受講すれば成果が出るものでもない。OJTとして職場で活かされないと意味がない。</li> </ul>
---

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成と評価は、市民の満足度に結びついていく。行政が提案するサービスだけでなく市民が提供するものもあるが、まずは市役所が果たすべきサービスが果たされなければならない。成果の測り方は必要である。</li> </ul>
--

**計画番号 (2)－エ① (主管課：行政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第19条第1項 (法体系の構築等)	議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
----------------------	---

2 現状と課題

<b>【現状】</b>	地方分権が進む中、自治体の法務の可能性が拡大するとともに、自治体の自己決定・自己責任で多様な行政課題を解決しなければなくなった。
<b>【課題】</b>	<p>条例等を政策の実現にあたっての手段とするために、どのような事項を条例、規則、規程あるいは要綱等のどの法形式に位置付けるかという統一的な考え方を整理する必要がある。</p> <p>これにあたっては、本市の施策がどのような法的根拠に基づいて行われているのかを再確認し、市民への能動的な情報提供と行政のコンプライアンスの観点から、事務の根拠となる規範を適切な法形式に位置付けるように見直す必要もある。</p> <p>また、要綱は担当課により管理が行われており、決裁のみで制定・改正が行われ、積極的な公表も行っておらず、検討が必要である。</p>

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成26年1月	従来は明確な基準がなかった地方自治法の規定に基づく市長の附属機関の取扱いについて、「岩倉市附属機関等の設置及び運用についての指針」を定め、運用を行うこととした。
平成26年3月	市長の附属機関と位置づける審議会等を条例に位置づけるため、16件の条例案を市議会に提出し可決された。

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年10月	各課で所管している要綱等の一覧を作成する。
平成26年10月から	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、引き続き課内で検討する。

#### 5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・法体系のイメージは、自治基本条例の項目に沿って並べ替えていくということになるのか。  
（回答）岩倉市の例規集の並び順で、自治基本条例を見出しのトップに配置し、最高法規性を意識している。
- ・最高規範性の確保について、既に事務を執行していく条例・規則があるはずだが、それは別にしておくのか。協働という観点で、自治基本条例の項目に沿ってもう一度分類しなおすのか。  
（回答）他自治体を調査し検討していく。今後、先進事例を研究したい。
- ・これからの条例の作り方の指針になるという運用が中心になるということか。  
（回答）今後制定される条例は、自治基本条例の理念に沿う必要がある。

#### 6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・法体系の整備は膨大な作業になるが、要綱の整理は必要だろう。

#### 7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・要綱にも根拠がなかったり、古い要綱や通達でやってしまったりしていることもあるかもしれないので整理は必要である。

**計画番号 (2)－エ② (主管課：企画財政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 19 条第 2 項 (法体系の構築等)	市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。 (1) 基本的な制度を定める条例 (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例 (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例
--------------------------	---

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>(仮称) 市民参加条例では、市民参加の手続の対象事項を規定していくこととしており、その中で重要条例や市民生活に大きな影響を及ぼす制度の制定又は改廃について対象にしていく方向で議論が進められている。</p> <p>また、市民参加の手続のひとつとして、パブリックコメント手続について検討を進めている。</p> <p>〈パブリックコメント手続の検討事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の公表事項</li> <li>・提出方法</li> <li>・提出期間</li> <li>・提出できる者</li> <li>・意見の取り扱い</li> <li>・結果の公表</li> </ul> <p>※近年のパブリックコメント手続の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">実施機会</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 25%;">提出された意見の数</th> <th style="width: 35%;">市の考えの公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治基本条例</td> <td>15 日間</td> <td>6 件</td> <td>ホームページにより公表</td> </tr> <tr> <td>第 4 次総合計画</td> <td>14 日間</td> <td>6 件</td> <td>ホームページにより公表</td> </tr> <tr> <td>環境基本計画</td> <td>12 日間</td> <td>0 件</td> <td>ホームページにより公表</td> </tr> <tr> <td>高齢者保健福祉計画</td> <td>15 日間</td> <td>1 件</td> <td>ホームページにより公表</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【課題】</b></p> <p>条例とすることにより、各担当課で実施されていた市民参加の手続は、全庁的な規定となるため、職員に向けた十分な周知が必須となるとともに、条例の規定に則り実施されているかのチェックが必要になる。</p> <p>庁内説明会などを開催するなどし、職員に市民参加の意識を徹底させる。</p> <p>《市民側の課題》</p> <p>パブリックコメント手続などを行ったときに、積極的に意見が応募されない。</p>	実施機会	期間	提出された意見の数	市の考えの公表	自治基本条例	15 日間	6 件	ホームページにより公表	第 4 次総合計画	14 日間	6 件	ホームページにより公表	環境基本計画	12 日間	0 件	ホームページにより公表	高齢者保健福祉計画	15 日間	1 件	ホームページにより公表
実施機会	期間	提出された意見の数	市の考えの公表																	
自治基本条例	15 日間	6 件	ホームページにより公表																	
第 4 次総合計画	14 日間	6 件	ホームページにより公表																	
環境基本計画	12 日間	0 件	ホームページにより公表																	
高齢者保健福祉計画	15 日間	1 件	ホームページにより公表																	

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成26年6月～	（仮称）市民参加条例のスケジュールに同じ

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年10月～	（仮称）市民参加条例のスケジュールに同じ

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を聞くのはこういう条例を作ろうとしている時期ということになる。</li> </ul> <p>（回答）（仮称）市民参加条例において、重要事案の検討においては、パブリックコメントを含め趣旨の公表により、市民からの意見を聴く仕組みを検討している。</p>
--

6 平成26年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続を中心に記述してある。現在、（仮称）市民参加条例の検討の中で市民参加の手続の手段として進めている。</li> <li>・（仮称）市民参加条例の制定により、パブリックコメント手続による意見の提出件数の増加を期待している。</li> <li>・市民の意思表示の機会としては、市長や市議会議員選挙の際にその訴えを聞き、投票により参加しているとは言える。</li> </ul>
---

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント手続は、条例の素案ができた後に意見をもらうという方法であり、条例自体の作成の必要性について意見を聞く機会が必要である。</li> <li>・条例の策定理由や経過を職員にも知らせておく必要がある。</li> </ul>
---

## 計画番号 (2)-オ① (主管課：企画財政課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項 (財政運営等)	市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。
------------------------	--

### 2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。</p> <p>財源の確保、配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきたが、来年度以降は、起債を伴う事業や一部事務組合の地方債の償還に係る負担増により比率の悪化が予想される。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>財政の状況は、刻々と変動している。その健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。極端な財政悪化は論外だが、必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする、そのために借金をし、これからの世代にも負担を分かちことも有効な場合もあると考える。</p> <p>今後については、歳入では、復興増税による個人市民税均等割額の増や消費増税に伴う地方消費税交付金の増といった要素もありますが、歳出では、生活保護、社会福祉、医療等の社会保障経費のほか、北島藤島線の街路改良事業、新学校給食センター建設事業などの大規模事業、公共施設等の改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれます。限られた財源の中で、計画的に本市の課題に的確に取り組み、また、将来にも責任を果たす公平・公正な財政運営に努めていかなければなりません。</p>

3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成25年10月	実施計画の公表
平成25年10月～ 平成26年2月	平成26年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成26年3月	平成26年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年10月	実施計画の公表
平成26年10月～ 平成27年2月	平成27年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成27年3月	平成27年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

<p>・単年度制の財政のあり方と、支出や歳入によって将来どうなるかを想定した上で示してあると安心する。できれば総合計画に基づいた3年間ぐらいの財政見通しも含めたものを出していく必要があるのではないか。</p> <p>(回答) (参考資料 経営指標・財政指標に基づき説明) 実施計画として向こう3年間について、第5次実施計画を公表している。</p>
---

6 平成26年度審議会委員での論点

<p>・岩倉市は健全な財政計画が行われているが、例えば消費増税の先送りによって、まかなうはずの事業にお金が回らないことも想定される。財政計画は3年先であっても不確かなものである。</p>
---

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<p>・公表している実施計画が分かりやすいとは言えない。改良の余地はあると思うが、公表について積極的な意志は感じられるので、これからも実施してもらいたい。</p>
---

**計画番号 (2)ーオ② (主管課：企画財政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 2 項 (財政運営等)	市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。
------------------------	--

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支の想定）の公表をしている。</p> <p>財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書）、財政健全化判断比率等を掲載しています。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他市町のもを参考にもしながら、より分かりやすいものとするように、公表内容、レイアウト等、工夫をしている。</p> <p>予算書及び予算説明書は、事業内容がより分かりやすい様式とし、いくつかの事業については、個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>公表については、広報紙、ホームページを中心にしている。また、予算書、決算書等は、図書館や市役所 1 階の情報サロンに置いている。しかしながら、市民からの財政全体に関する意見等が少ないところから、まだまだ、市民がどのように負担をしているかという点が、実感として認識できていないのではないかとと思われる。</p> <p>そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等では、一方通行になりがちなので、市政モニター会議等行事の機会を捉えて、財政状況等を説明する機会を増やすことが必要であるとする。</p>

3 進捗状況（平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成 25 年 10 月	実施計画の公表
平成 25 年 11 月	財政状況の公表（25 年度上半期執行状況、24 年度決算）
平成 26 年 2 月	平成 26 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 26 年 3 月	平成 26 年度予算の議会提出
平成 26 年 4 月	平成 26 年度予算の公表（広報紙・HP）
平成 26 年 5 月	財政状況の公表（25 年度下半期執行状況等）
平成 26 年 5 月	市政モニター会議で財政状況の説明・意見収集
平成 26 年 9 月	平成 25 年度決算の公表
各議会終了後	補正予算の公表



4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	実施計画の公表
平成 26 年 11 月	財政状況の公表（26 年度上半期執行状況、25 年度決算）
平成 27 年 2 月	平成 27 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 27 年 3 月	平成 27 年度予算の議会提出

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・できるだけ分かりやすく財政情報を公表するということが謳われていて、毎年何らかの開示をしながら伝える工夫をしていくということではないか。
- （回答）広報に財政情報を掲載しており、分かりやすい記事となるよう工夫している。また、中学生も分かる予算書作成について職員提案で取り上げられ、実施に向けて検討している。

6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・市民向けの予算書を作成している自治体もある。広報いわくらの特集は分かりやすく伝えたいという気持ちは伝わるが、工夫は必要である。例えば、編集に市民が加わり、その市民が分かるような内容にしてはどうか。
- ・借金は、個人なら関心が高いが、市の借金には無関心である。
- ・今後、施設設備の改修をやっていくとなるとお金は足りなくなる。
- ・公共施設をどうしていくかは議論を始めたばかりである。

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・今後も財政状況について、分かりやすく工夫して市民に知らせていくことは必要である。

**計画番号 (2)ーカ (主管課：企画財政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 22 条第 1 項 (行政評価)	執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。
第 22 条第 2 項	執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>平成 24 年度から施策評価という形で実施してきている。平成 26 年度（平成 25 年度評価）で 3 年目となる。平成 23 年度を初年度とする第 4 次総合計画の進行管理という形で実施し、単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図ろうとするものである。また、施策にぶら下がる事務事業について、重点事業として位置づけることにより、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みも持っている。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>平成 26 年度（平成 25 年度の評価）は、事務手続が前年より遅れており、現時点で公表にいたっていない。</p> <p>また、平成 26、27 年度で第 4 次総合計画において基本計画の見直しを実施するため、来年度は単年度の評価と見直しのための 4 年間分（平成 23～26 年）の評価を行わなければならないため、各課になるべく負荷がかからないよう配慮していく必要がある。</p> <p>さらに、基本計画の改定に伴い、評価シートの修正作業も必要となる。そうした中で外部評価という手法についても検討していく必要があるため、課題は多い。</p>

3 進捗状況（平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼
平成 26 年 4 月	各課ヒアリング
平成 26 年 5 月～	ヒアリング後の修正作業

4 今後の見通し（平成26年10月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成26年12月	三役報告・議会への報告
平成27年1月	ホームページにて公表
平成27年2月	各課に評価シート作成を依頼
平成27年4月	各課ヒアリング
平成27年5月～	ヒアリング後の修正作業

5 平成25年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成26年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ以外で見ることにはできないのか。あくまでも市の内部評価ということか。 （回答）行政評価の結果の公表は現在はホームページのみで公表しており、内部評価となっている。</li> <li>・行政評価では、いろんな事業があるので5段階というのは難しいのか。 （回答）5段階評価については347の個別施策があり大変厳しい。現状は3段階評価である。</li> <li>・もっと市民に働きかけ、巻き込めばいいのではないか。</li> <li>・外部評価は別として、実施計画の見直しは来年度予算に反映させていくという評価手法をこれからも堅持するということになるだろう。 （回答）市民に働きかけ、巻き込んでいけばとの指摘については外部評価の検討にて勘案していきたい。</li> </ul>
--

6 平成26年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価の公表については、やや疑義がある。来年度、総合計画の見直しに当たっては、市民が参加する会議で、なぜ基本計画を見直さなければならないのかについて、市民に行政評価の結果を見てもらうことになる。</li> </ul>
---

7 平成26年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例の規定に沿っているかという視点から見ると、行政評価については実施しているので評価できる。ただし、第2項の行政評価の公表については、他の媒体も検討してほしい。</li> <li>・来年度に総合計画の中間見直しがあるので、4年分の評価は大変だが、外部評価の観点からもいい機会なので公表も含めて、きちんと取り組んでもらいたい。</li> </ul>
---

## 計画番号 (2)ーキ (主管課：危機管理課)

### 1 岩倉市自治基本条例の規定

<p>第 23 条第 3 項 (危機管理及び災害等 緊急時の対応)</p>	<p>執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。</p>
---	--

### 2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>各自主防災会は巨大地震等への対応として防災訓練・防災講習会等を通じ、住民同士の連携の必要性・重要性を共有の認識をし、危機管理に対応しているところである。さらに災害対応の危機管理体制の充実を図るため、地域合同の防災訓練を通じ、地域間同士の連携強化にも取り組んでいる。</p> <p>また、災害時に被害を受ける、又は受けるおそれがある方については、応急的にする必要があるが、中でも特に高齢者や障害者などの災害時要支援者については、福祉避難所において特別な配慮が必要になってくるため、「一期一会福祉会」と「ようてい会」と協定を締結している。</p> <p>さらに、東日本大震災での教訓から、同時に大規模な災害に遭う恐れのない遠隔地の自治体間での協力関係や応援体制の構築が重要視されているため、東日本大震災後、職員の派遣などを通じて交流を図ってきた宮城県岩沼市と相互応援協定を締結している。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>各自主防災会に対して、防災対策用備品等整備補助事業として補助制度創設から3年が経過し、利用件数や金額は増加傾向にある。一方、より利用しやすい制度にすることにより、地域の防災力を高め、自助・共助の取り組みを推進していく必要がある。そのために、非常食など補助対象を拡張するとともに、補助限度額、並びに補助率の見直し等検討していく必要がある。</p> <p>また、全庁的な業務継続計画（BCP）が未策定のため、早急に策定する必要がある。具体的には平成26年度中に策定する。</p>

### 3 進捗状況（平成25年10月から平成26年9月までについて記入してください。）

時 期	内 容
平成 25 年 10 月	五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 25 年 11 月	防災リーダー研修会、曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 25 年 12 月	岩倉市地震防災講習会フォローアップ講習
平成 26 年 1 月	岩倉市地震防災講習会
平成 26 年 4 月	危機管理課新設
平成 26 年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会、岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練、宮城県岩沼市と災害時相互応援協定締結

平成 26 年 7 月	「ようてい会」と災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定を締結、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社と災害時における放送要請に関する協定を締結
平成 26 年 8 月	岩倉市防災訓練
平成 26 年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練

4 今後の見通し（平成 26 年 10 月以降について記入してください。）

時 期	内 容
平成 26 年 10 月	曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 26 年 11 月	岩倉市地震講防災講習会フォローアップ講習
平成 27 年 1 月	岩倉市地震防災講習会
平成 26 年度中	業務継続計画（BCP）の策定

5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理体制を確立するものとするという自治基本条例の規定を活かす形でまず組織をきっちり作ったことは成果といえる。</li> <li>・自主防災会の防災計画を作ることは賛成である。</li> </ul> <p>（回答）自主防災会 28 のうち、防災計画を独自で持っているのは 2 地区のみである。災害対策基本法で規定されており、各自主防災会から申し入れがあった場合、市の地域防災計画で規定が可能となった。</p>
---

6 平成 26 年度審議会委員での論点

<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）についてどうなっているか。</li> <li>・自主防災会についてどうなっているか。</li> <li>・サイバー攻撃等その他の危機管理に備える体制についてどうなっているか。</li> <li>・過去の災害をテーマに扱う市民活動団体も見受けられる（大型紙芝居など）。市民活動団体の動きを危機管理課として把握しておかないといけない。</li> <li>・自助、共助、公助のうち自助を強く訴えていく必要がある。</li> </ul>
---

7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の整備については評価できる。今後、多様な危機に備え業務継続計画（BCP）の適正な運用が重要である。</li> </ul>
--

**計画番号 (2)ーク (主管課：商工農政課)**

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項 (地域資源の継承)	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題

<p><b>【現状】</b></p> <p>市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過している。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。</p>
<p><b>【課題】</b></p> <p>老朽化した桜の後継木として新たに桜を植えることが考えられるが、五条川が 1 級河川であることから、河川法により新たに植樹することが認められていない。本市の貴重な観光資源であり、市民から愛される財産である五条川の桜並木を国、県及び流域の自治体と連携して、どのように後世まで保全していくことができるのかを検討していくことが必要であると考える。</p>

3 進捗状況 (平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までについて記入してください。)

時 期	内 容
平成 25 年 4 月～	引き続き、国、県及び流域の自治体と連携して、桜並木の保全について検討した。

4 今後の見通し (平成 26 年 10 月以降について記入してください。)

時 期	内 容
平成 26 年 10 月～	引き続き、国、県及び流域の自治体と連携して、桜並木の保全について検討していく。

#### 5 平成 25 年度審議会報告書にある意見とそれに対する当局の回答（平成 26 年度）

- ・五条川流域の市民の理解も得る必要がある。岩倉のシンボリックな存在としてどう理解を得るかということも必要である。
  - ・大口町と連携や、国に対しての特区申請などは第 2 項に裏付けられたことである。その精神を活かしている点や、いろいろ検討している点は評価できる。それが行政同士の話し合いでなく、民間が引っ張っているということに価値がある。
- （回答）現在検討中である。ただし、大雨時の対策など課題は多い。

#### 6 平成 26 年度審議会委員での論点

- ・五条川堤防の桜並木も樹齢 60 年を迎えた。保存に向け方法を検討している。
- ・第 24 条が規定しているのは、桜のことだけでなく自然と伝統である。

#### 7 平成 26 年度審議会の意見・まとめ

- ・五条川の桜並木以外についても、自然と伝統といった地域資源が同条の対象に含まれるため、今後視野を広げ検証していくものとする。

**(3) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。**  
**【協働の取組状況シート（平成 25 年度）】**

**1 シートの作成に当たって**

平成 25 年度に作成したシートは、平成 24 年度分の事業について第 3 次総合計画にある「パートナーシップ型施策」に基づき協働事業の取組状況を一覧にしました。

この度作成した「協働の取組状況シート（平成 25 年度）」は、より多くの協働事業を洗い出すため、「パートナーシップ型施策」に加え、平成 25 年度分の実施事業を評価した行政評価（施策評価）において協働事業として挙げられた事業を追加して、協働の取組状況の一覧表として作成したものです。

**2 シートの見方**

第 4 次総合計画に沿った形でまとめています。第 4 次総合計画は、基本施策→単位施策→個別施策の順に構成されています。

「行政評価での各施策に対する評価とその理由」では、個別施策ごとに実施した行政評価（施策評価）での評価について記載しています。評価方法は◎、○、△の三段階です。（あくまで個別施策についての取組状況に関する評価であり、それぞれの事業の評価ではありません。）

ページ右側の協働事業は、個別施策に基づく事業ごとに挙げられており、概要と協働相手が記載されています。事業名の前の「○」は、平成 25 年度分の行政評価において協働事業として挙げられた事業です。「●」の事業は行政評価には挙げられていませんが、第 3 次総合計画の「パートナーシップ型施策」に当たる事業もしくは各担当課から協働事業として挙げられた事業です。

**3 まとめ**

協働に関する個別施策と事務事業は以下のとおりです。

個別施策	93 施策
評価◎	8 施策
○	84 施策
△	1 施策
協働事業	105 事業

今後、協働事業の数を増やすだけでなく、協働相手と関係性を重視し、目的を共有し、互いに足りない部分を補完しながら、対等な立場で事業に取り組んでいくよう努める必要があります。



協働の取組状況シート(平成25年度)

章	節	基本施策	単位施策	個別施策	行政評価での各施策に対する評価とその理由 (※各事業への評価ではありません。)	担当 部署	協働事業			
							事務事業名	概要	協働の相手	
安心し ていき いきと 暮らせ るまち	1 健康	1 母子の 健康づ くり	(1) 妊娠出産に 向けた支援	① 妊娠・子育てに 関する 知識の普 及・啓発	○	将来、妊娠・出産を経験する若い世代への健康づくりや性教育についての健康教育を南部中学校で実施することができた。新成人へは、チラシの配布を継続して実施しているが、さらに知識の普及・啓発に向け、チラシの内容や取組方法の検討が必要である。	健康 課	●子育て支援	児童館の幼児クラブや民生委員児童委員が行う子育て支援活動などへの支援。(健康教育や育児相談)	幼児クラブ 自主グループ 民生委員児童委員
				① 乳幼児健診 とフォロー 体制の充実	◎	医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付をおこなった。妊娠届出時の問診や健康診査による未受診児の全数把握により、早期に必要な支援をすることができた。		●赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員
				② 乳幼児の疾 病や事故防 止知識の普 及・啓発	○	母子健康手帳交付、プレママ教室、すくすく育児教室、乳幼児健康診査等で事故予防や乳幼児の疾病や受診についての知識の普及・啓発を行った。また、保健センター内で事故防止用品を実際に活用した形での展示を行った。こどもの救命講習会に父親も参加できるように3回のうち1回を日曜日に開催し、11名の父親の参加があった。		●すくすく育児教室	市が企画する育児教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が利用券を交付。	子育てボランティア
			(2) 乳幼児期か らの健康の 保持・増進	③ 子どものこ ころと身体 の健康づく りの推進	○	子どもと向き合うこと、子育ての大事さについて、4か月児健康診査時に子育てネットワークによるミニ講座を行うとともに、子育て親育ち推進員による講演会を実施した。食育に関しては、保健センターで教室を実施したほか食生活改善推進員や保健推進員の協力のもと地域でも取り組んだ。		○食育推進事業	市が企画する幼児と保護者を対象とした食育教室において、食生活改善推進員及び子育てボランティアが健康教育を支援。	子育てボランティア 食生活改善推進員
				① 健康づくり の推進	○	市民が参加するワークショップや関係各課との意見交換を行い、健康いわくら21(第2次)計画を策定した。		○4か月児健康診査での子 育ち親育ちミニ講座	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク
				② 地域におけ る健康づく り活動の推 進	○	保健推進員や食生活改善推進員活動への参加者数は、毎年、1万人前後である。この中で、食生活改善推進員が講師となり実施する栄養教室は年4回となり、参加者に好評であった。保健推進員や食生活改善推進員の活動支援を通じて地域での健康づくりの推進に努めた。		○他機関連携による健康教 育	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。	岩倉総合高校、石塚硝子(偶 老人クラブ、シルバー人材 センター
	2 市民福 祉	1 高齢者 福祉・ 介護保 険	(1) 健康・生き がいづくり の推進	③ 老人クラブ など団体の 育成・支援	○	さくらの家の開設に伴い、老人クラブに事務所及び倉庫を貸与している。また、補助金の交付等により老人クラブの活動支援に努めている。	介護 福祉 課	○老人クラブ補助金	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。	岩倉市老人クラブ連合会
				① 高齢者や認 知症に対す る理解促 進・敬愛意 識の高揚	○	徘徊高齢者等捜索模擬訓練の実施において、商工会を通じて新たに認知症地域見守り支援協力事業所を募り、連携を図ったほか、事前学習会や訓練当日のなかで市民の方に認知症に対する理解を幅広く得ることができた。また、認知症サポーター養成講座や回想法をテーマとした講演会を随時開催し、様々な世代に対しての理解促進を図ることができた。		○高齢者地域見守り事業	小学校や高校、一般市民向けなどに対し認知症サポーター養成講座の実施、認知症に関する講演会や映画上映会などを企画している。	いわくら認知症ケアアドバ イザー会
				③ 介護保険制 度の周知と 相談体制の 充実	○	新しく該当した被保険者には、保険証などと一緒に介護保険制度の手引きを送付するとともに、新たに5月と11月に介護保険制度の説明会を開催し周知を図っている。また、地域包括支援センターにおいて、高齢者に対し介護保険のサービスや権利擁護など総合的な相談窓口を設置し、相談体制の充実に努めている。		○包括的支援事業・委託事 業	介護保険のサービスや権利擁護など高齢者への総合的な相談窓口として、岩倉市社会福祉協議会へ地域包括支援センターの事業運営を委託し、相談体制の充実に努めている。	岩倉市社会福祉協議会
		2 成人の 健康づ くり	(2) 健康づくり のための環 境づくり	① 健康づくり の推進	○	市民が参加するワークショップや関係各課との意見交換を行い、健康いわくら21(第2次)計画を策定した。		○「健康いわくら21」の改 定	計画策定の基礎資料となる「生活習慣アンケート」の協力及び、健康に関する課題や取組について検討する「市民ワークショップ」への参加。	
				② 地域におけ る健康づく り活動の推 進	○	保健推進員や食生活改善推進員活動への参加者数は、毎年、1万人前後である。この中で、食生活改善推進員が講師となり実施する栄養教室は年4回となり、参加者に好評であった。保健推進員や食生活改善推進員の活動支援を通じて地域での健康づくりの推進に努めた。		○保健推進員活動支援事業 (活動費、会議、研修)	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に設置された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。活動費交付金を交付。	保健推進員 食生活改善推進員
				③ 子どものこ ころと身体 の健康づく りの推進	○	子どもと向き合うこと、子育ての大事さについて、4か月児健康診査時に子育てネットワークによるミニ講座を行うとともに、子育て親育ち推進員による講演会を実施した。食育に関しては、保健センターで教室を実施したほか食生活改善推進員や保健推進員の協力のもと地域でも取り組んだ。		○食生活改善推進員活動支 援事業(会議、学習室)	健康いわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。①市の保健事業に協力②保健推進員地区活動での普及③自主グループ活動の支援④栄養教室の開催(自主活動)⑤学校・老人クラブへの活動協力。	

協働の取組状況シート(平成25年度)

1 安心していきと暮らせるまち	2 市民福祉	2 子育て・子育て支援	(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	① 子どもに関する行動計画の推進	◎	子ども行動計画の取組として、岩倉総合高校との合同による行事開催や中学生の広報紙づくり、子ども主体の実行委員会によるにこにこシティいわくらの開催、子どもの権利を考える週間に合わせた広報の特集記事掲載を行った。また、児童館職員の検討により、平成26年度の新規事業で相談事業を行うこととした。	児童家庭課	●にこにこシティいわくら 子どもたちが主体となって運営する子どものまち。市民登録をして市民になり、ハローワークで仕事を探し、お店などで働き、銀行で給料をもらい、そのお金を物を買ったり、遊んだりする、社会生活ができる。お金は、にこにこシティだけで使える通貨、スマイル。	母親クラブ、子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア
				② 子どもを育む活動の支援体制づくり	○	地域の中での子どもの参加や子どもを支える子ども会活動の大切さをチラシ・ポスター等で周知し、子ども会入会のPRに努めた。	児童家庭課	●中高生世代の居場所づくり事業 子ども行動計画に基づき、地域交流センターや児童館などを中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。事業の実施にあたっては、岩倉総合高校と連携し、生徒が主体となって話し合いを行い、生徒が企画する内容を実施する。平成25年度は、美術部生徒が企画した「ろうけつ染めでTシャツを作ろう!」を開催し、参加する小学生を指導し、共に活動し、小学生と交流した。	岩倉総合高等学校
				③ 児童館活動・施設の充実	○	地域のボランティアの協力を得て、遊びを通して子どもたちにいろいろな体験を与える行事を実施した。また、年間を通して積極的に市民団体に声をかけ、地域との連携に努めた。第二児童館耐震補強工事のための実施設計を行った。	児童家庭課	○子ども会育成事業 子どもの健全育成、地域での児童集団の育成を目的に「子ども会」が結成されて以来、単位子ども会・校区会・岩倉市子ども会連絡協議会の事業が円滑に運営されるよう事務局としてサポートしている。	岩倉市子ども会連絡協議会
		3 障害者(児)福祉	(4) 家庭への支援	② 児童虐待の未然防止・早期発見	○	赤ちゃん訪問を拒否する家庭も少なく、訪問が概ねできている。関係機関(学校・保育園・保健センター等)と連携し、児童虐待の早期発見、発生子防に取り組み、虐待ケースでは、児童相談センターと連携し適切な対応をしている。また、平成25年度の民生委員・児童委員の改選に伴い、新任委員に対しては赤ちゃん訪問員としての心構えや訪問方法についての研修を行った。	児童家庭課	●岩倉探検隊 まち探検を行い、岩倉市の歴史や町について学ぶ。いわくら塾の協力を得て岩倉市の歴史や町について理解を深める。	いわくら塾
				② スポーツ・文化活動等への参加促進	○	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催する障害者スポーツ教室の協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援した。また、いわくら市民健康マラソンへの手話通訳者を設置し、聴覚障害者が社会参加しやすい環境の整備を図った。社会福祉協議会の新規事業「おもちゃ図書館」のPRに努めた。	児童家庭課	○児童館運営事業 子ども行動計画に基づき、子どもの実行委員を募集し、会議を行い、子どもが主体となって子どものまちを企画運営する。その企画運営を子どもの関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。まち探検を行い、岩倉市の歴史や町について学ぶ。いわくら塾の協力を得て岩倉市の歴史や町について理解を深める。	母親クラブ、子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア いわくら塾
				③ 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	○	市主催の主要行事に手話通訳者及び要約筆記者を設置し、聴覚障害者の社会参加の促進と地域住民の障害に対する理解促進に努めた。広報を通じて障害者週間(12月3日から12月9日)の周知や市民ふれあまつりにおいて、障害に対する啓発を行った。	児童家庭課	○赤ちゃん訪問事業(再掲) 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員児童委員
	4 地域福祉	(2) 市民の福祉意識の醸成	① 地域福祉意識の醸成	○	地域福祉計画の推進において、地域の福祉課題の解決に向けた具体的な取り組みを実行するなかで、いわくら福祉市民会議のメンバーだけでなく新たな市民協力者とともに進めることで、地域福祉意識の醸成につながった。また、3月には1年間の活動を振り返る場として地域福祉推進フォーラムを開催し、計画に携わっていない市民にも関心をもってもらうことができた。	介護福祉課	●障害者社会参加周知事務 スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催する障害者スポーツ教室の協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援する。	岩倉市社会福祉協議会	
			② 福祉教育の充実	○	高齢者や障害者などに対する理解を促進するため、福祉講座や福祉実践教室等を積極的に開催し、福祉教育の充実に努めた。	介護福祉課	○市行事手話通訳、要約筆記設置事務 市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークルこいのぼり 要約筆記サークルさくら	
				○		介護福祉課	○地域福祉計画策定事業 計画推進の主体である、いわくら福祉市民会議のメンバー(市民ボランティア)が行政や社会福祉協議会とともに、地域との繋がりを深め、支えあいのネットワークづくりを推進するなど、地域福祉意識の醸成を図っていく。	いわくら福祉市民会議 社会福祉協議会	
					介護福祉課	○高齢者地域見守り事業 認知症の理解を深めるため、小中学校や高校などで認知症サポーター養成講座を実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会		

協働の取組状況シート(平成25年度)

自然と調和した安全 である おの ある まち	1 水辺環境の整備・活用	—	(1) 五条川の保全・整備	—	○	五条川自然再生整備等基本計画（第2次計画）に基づき、五条川の保全・整備に努めてきた。平成24年度から取り組んできた第3次計画を、平成26年3月に策定した。	○五条川自然再生整備等基本計画策定事業	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）を策定した。なお、策定に当たっては、委員12人で構成される「五条川自然再生整備等基本計画策定委員会」を設置して、市民団体などの意向を踏まえるとともに、学識経験者からの専門的知見を取り入れ、また、行政内部や河川管理者などと連携や調整を図りながら進めた。	五条川自然再生整備等基本計画策定委員会
			(2) 市下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	—	○	岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と協働して、環境美化活動に取り組んでいる。	○矢戸川清掃	岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と矢戸川の環境美化活動に取り組み、居住環境や都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	岩倉団地自治会（区民、ゆうわ会） 岩倉の水辺を守る会 南部中学校ボランティア
			(3) 水辺環境のネットワーク化	① 水と緑のネットワーク化	○	岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民団体が中心となり、五条川を保全・整備する活動を展開している。自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に努めている。	○五条川自然再生整備等基本計画策定事業（再掲）	五条川の自然環境の保全や整備について、第2次計画が平成22年度で終了したため、平成24年度からの2か年をかけ策定作業を行い、平成26年3月に五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）を策定した。なお、策定に当たっては、委員12人で構成される「五条川自然再生整備等基本計画策定委員会」を設置して、市民団体などの意向を踏まえるとともに、学識経験者からの専門的知見を取り入れ、また、行政内部や河川管理者などと連携や調整を図りながら進めた。	五条川自然再生整備等基本計画策定委員会
				② 水辺の生物多様性の保全	○	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携して、水辺の生物の多様性の保全に努めている。	○五条川水生生物調査	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ
			(4) 市民活動への支援と広域的な連携	① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	○	市民主体の環境保全活動を推進するため、五条川親水事業等により岩倉の水辺を守る会との連携や支援に努めている。	○五条川親水事業	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じ、次代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図る。	岩倉の水辺を守る会
				② 水辺環境教育の充実	○	五条川小学校や曾野小学校における水生生物調査のほか、市民団体によるイベント（水辺まつり、環境フェア等）においても水辺環境の大切さを学ぶ場を設け、意識啓発に努めている。	○五条川水生生物調査（再掲）	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ
	2 公園・緑地	—	(2) 公園・緑地の維持・管理	① 市民参加による公園の維持・管理	○	地元区による清掃等業務委託やアダプトプログラムによる清掃活動により適切な公園の維持管理がされている。	◎公園施設管理事業	都市公園（3公園）の清掃（園内、トイレ）について地元区へ委託している。実施にあたっての資材等は、市が提供し、実質の清掃等維持管理作業について地元区にお願いをしている。また、アダプトプログラムによる清掃が7公園で実施されている。	石仏区、下本町区、東町区 アダプト登録団体（11団体） アダプト登録外（1団体）
			(3) 緑の保全・育成	② 公共施設の緑化推進	○	公共施設の緑化率としては、各施設とも数値的には横ばい状態である。地球温暖化防止対策としても有効なため、公共施設における緑のカーテンの設置に努めた。	○花のあるまちづくり事業	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。また、アダプトプログラムによる清掃が7公園で実施されている。	ふれあい花の会 アダプト登録団体（11団体） アダプト登録外（1団体）
				③ 住宅地の緑化促進	○	平成25年度は、市内で大規模な民間開発が行われなかったため、緑化推進事業補助金の実績はなかったものの、小規模開発等により緑化面積は微増となっている。	○苗木配布事業	花いっぱいのおまちづくりを推進するために、市内14か所の公共施設に年2回花苗を配布しており、植付けや維持管理を市民で構成する13のグループに実施していただいている。	ふれあい花の会始め13グループ
	3 環境保全	1 総合的な環境政策の推進	(1) 総合的な環境政策の推進	① 環境対策指針等の策定	◎	平成25年3月に環境基本計画を策定し、その推進に取り組んだ。平成26年3月に第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画を策定した。	●環境基本計画策定事業	第4次岩倉市総合計画の基本目標の一つである「自然と調和した安全であるおのまち」の実現を目指して、岩倉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する目標や計画を定めて、長期的、総合的な取組の方向を示すものとして、平成25年3月に岩倉市環境基本計画を策定した。なお、策定に当たっては、市民・事業者・行政との協働による計画づくりを推進するためそれぞれの代表14人による「岩倉市環境基本計画策定委員会」を設置して検討を進めた。	環境基本計画策定委員会
			(2) 地球温暖化防止の推進	① 環境保全率先行の推進	○	地球温暖化対策実行計画に基づき、環境に配慮した取組を行った。平成26年3月に第2次地球温暖化対策実行計画を策定した。	○CO2削減ライトダウンキャンペーン	環境省が平成15年度から実施している「CO2削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてサンドプラスト工芸教室及びキャンドルキャンペーンを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。運営については市民参加の実行委員会方式で行っている。	CO2削減ライトダウンキャンペーン実行委員会
				② 屋上緑化・壁面緑化の推進	○	専門分野の知識を習得するため、愛知県地方税滞納整理機構に職員を1年間派遣し、また自治大学校、全国地域リーダー養成塾、市町村職員中央研修所などの研修機関で実施する専門研修を職員に受講させ、行政執行能力や政策形成能力の育成に取り組んだ。	○緑のカーテン事業	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、ツル性の植物（ゴーヤ）を、窓を覆うように繁殖させ遮光や断熱の効果を持たせる「緑のカーテン」として、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、「緑のカーテンコンテスト」を実施しており、最優秀賞品については環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会

協働の取組状況シート(平成25年度)

2 自然と調和した安全 でうるおいの あるまち	3 環境保全	1 総合的な環境政策の推進	(3) 生物多様性の保全	① 身近な生物多様性の保全	○ 子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などに取り組んだ。	環境保全課	○自然生態園施設管理事業	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ						
				② 環境学習の推進	○ 岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、五条川や自然生態園で様々なイベントを開催し、環境学習の推進に努めた。										
				③ 市民や事業者との協働関係の強化	○ 環境フェアを市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営し、環境問題に取り組んでいる。										
		2 廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	① 3Rの推進と情報発信	○ 広報紙やホームページ、パンフレットなどの全戸配布を通じて、ごみに関する情報発信や意識啓発を行い、3Rを基本としたごみ減量化・資源化を推進した。					○分別収集、古紙と古着の日	家庭から排出される資源物(古紙・古着類)等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民、行政区			
				④ 生ごみ等堆肥化の推進	○ 市民団体と協働で、稲荷町のビニールハウスでぼかしを用いた生ごみ堆肥化の事業である「フラワーリサイクル事業」を実施しているが、平成25年度は新たにモニターを募集し、事業を拡大した。また、生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援した。								○生ごみ堆肥化フラワーリサイクル事業	市民モニターによる生ごみのぼかしあえを稲荷ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニター、わくわく会 岩倉のごみを考える会
				⑤ 市民団体との連携・支援	○ ごみ減量化・資源化を図るため、3R活動に取り組む市民団体と連携し、市民主体の自主的活動を支援した。										
		3 生活環境の向上	(2) 生活環境の保全	① 市民参加による環境美化	○ アダプトプログラムやクリーンチェックの実施により、市民参加による環境美化に努めている。岩倉の水辺を守る会と協働して、犬の散歩者へのアンケートを実施し、飼い主への意思啓発を図った。					○アダプトプログラム事業	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体(市民・事業者)			
				○ クリーンチェックいわくら(再掲)	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。								市民、市民団体、行政区 環境フェア実行委員会		
				○ クリーンチェックいわくら(再掲)										地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区 環境フェア実行委員会
	4 防災・防犯	1 防災・浸水対策	(2) 地域の防災力の強化	① 防災意識の高揚		○ 日頃から市民の防災意識を高めるために、広報紙やホームページ等で啓発するとともに、防災訓練や地震防災講習会等を実施した。また、各自主防災会が連携・協力を行ってため、各小学校区単位での地域合同防災訓練も実施した。	○自主防災会訓練支援	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会						
				② 自主防災組織の充実	○ 各自主防災組織の強化を図るため、自主的な訓練及び機材整備の支援をした。	○防災対策用備品等整備補助事業				災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。					
	4 防災・防犯	3 防災・交通安全	(1) 地域防犯体制の強化	① 地域コミュニティ意識の向上	○ 防犯意識の高揚を図るため、地域での犯罪撲滅活動を実施した。		○防犯推進事業	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)						
				② 地域の自主防犯活動の育成・強化	○ 専門分野の知識を習得するため、愛知県地方税滞納整理機構に職員を1年間派遣し、また自治大学校、全国地域リーダー養成塾、市町村職員中央研修所などの研修機関で実施する専門研修を職員に受講させ、行政執行能力や政策形成能力の育成に取り組んだ。	【防犯設備等整備費補助金】 防犯のための設備、防犯活動に使用する備品等の購入に対し補助金を交付する。				地域安全パトロール隊 (市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)					
			(3) 交通安全意識の高揚	① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	○ 幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、児童・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行った。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体との連携による啓発活動の支援を行った。		○交通安全事業	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会						
				② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援	○ 通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携・支援を行っている。	【五条川小学校交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園園児の保護者				五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者					

協働の取組状況シート(平成25年度)

3	豊かな心を育み人が輝くまち	1	生涯学習	(1)	生涯学習の充実	① 生涯学習の普及・啓発及び情報提供の充実	○	近隣市町の大学・高校や生涯学習関連施設との連携を図り、生涯学習に関する情報の集約と広報紙やホームページによるわかりやすい情報提供に努めている。	生涯学習課	○生涯学習センター管理運営	指定管理者により運営を行っている。	特定非営利活動法人来未iwakura
					② 市民ニーズに応じた生涯学習の充実	○	生涯学習センターの指定管理に伴い、モニタリング評価や生涯学習センター運営協議会による利用者の意見を取り入れるなど生涯学習講座の充実を図っている。	●シニア大学		60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	
				(2)	生涯学習推進体制の充実	① 生涯学習推進体制の充実	○	生涯学習センターは、生涯学習に取り組む様々な団体、グループ、指導者、市民を総合的に支援する施設であり、開館の時点から指定管理者による施設管理と生涯学習講座などの事業運営を市との連携により行っている。生涯学習センター運営協議会を開催し、指定管理の適正な評価を行った。		○生涯学習センター運営協議会	指定管理者が行うセンターの管理及び運営に関すること及び生涯学習に係る施策の調査、研究及び企画に関するもののほか、教育委員会が必要と認めることについて、設置目的に沿った公平かつ適正な管理及び運営が確保されるよう協議を行っている。	生涯学習センター運営協議会
		2	市民文化活動	(1)	文化・芸術活動の支援	② 文化・芸術活動の発表機会の充実	○	市民文化祭の参加者数は減少傾向にあるが、市民の意見を取り入れるなどし、より魅力のある企画運営に努めた。		○市民音楽祭委託事業	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催、岩倉市文化協会及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体
					(2)	文化・芸術にふれる機会の充実	—	○		質の高い鑑賞・観覧機会を設け、市民が優れた文化・芸術にふれる機会の充実を図った。	●岩倉市民文化祭 ●音楽祭	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者協力を得て開催。音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催している。
		3	文化財の保護・継承	(2)	文化財保護の担い手づくり	③ 地域学習の推進	○	民俗資料企画展の実施や小学校の総合学習での郷土資料室の利用などを通して、地域学習の推進を図っている。		○民俗資料等企画展委託	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示及び企画展の開催を行う。	民具研究会
					(3)	山車巡行の継承と情報発信	—	○		平成25年度に大市場の山車のからくりの修繕を行った。桜まつり協賛で山車巡行を実施している。春と夏の山車巡行を市役所、岩倉駅地下及びさくらの家のモニターにてPRしているが、今後もPR方法の研究が必要である。	○文化財講座事業	学校の校外学習で史跡公園や郷土資料室を見学の際に、展示解説を行う。市民団体主催の郷土史の公開講演会の後援を行う。
				(1)	図書館サービスの充実	① 図書館資料の充実	○	やさしい外国語をたくさん読むことで、外国語の基本的な構文、文法、基本単語が身につく学習法である多読学習のための多読図書(外国語)や児童用のDVDを購入し、資料の多様化に努めている。		○市指定文化財保護事業 岩倉桜まつり協賛 山車巡行・からくり実演	「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、春の訪れを祝うとともに、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会
		4	図書館	(1)	図書館サービスの充実	① 図書館資料の充実	○	やさしい外国語をたくさん読むことで、外国語の基本的な構文、文法、基本単語が身につく学習法である多読学習のための多読図書(外国語)や児童用のDVDを購入し、資料の多様化に努めている。		●図書の点訳 ●図書の音訳 ●お話し会 ●ブックスタート ●人形劇フェスティバル ●大型紙芝居作成 ●岩倉図書ボランティアネットワーク事務	●目の不自由な人のため、点字図書を作成する。 ●目の不自由な人のため、録音図書を作成する。 ●子どもに対する読み聞かせ等。 ●乳児と絵本との出会いを支援し、良書の紹介をする。 ●人形劇フェスティバル開催の業務を委託している。 ●大型紙芝居の作成業務を委託している。 ●図書館、学校、みどりの家等のお話会活動団体をネットワーク化し、情報交換や勉強会を行っている。	岩倉点字くすのきの会 岩倉市音訳の会あめんぼ おはなし会 ブックスタート 岩倉市図書館人形劇上演実行委員会 岩倉市図書館大型紙芝居等作成実行委員会 岩倉図書ボランティアネットワーク

協働の取組状況シート(平成25年度)

3 豊かな心を育み人が輝くまち	6 スポーツ	—	(1) スポーツの普及と振興	—	○	市民体育祭、スポーツフェア、市民健康マラソンなどの市民が気軽に参加できるイベントを開催した。教育委員会や体育協会、岩倉スポーツクラブの主催で年間120回を超えるスポーツ教室を開催した。市民団体が自主的に開催するスポーツ体験教室に指導者の派遣を行った。	生涯学習課	○スポーツ振興事業	岩倉市体育協会に委託し、スポーツ講演会を開催する。	岩倉市体育協会	
			(2) 指導者・団体の育成と充実	② スポーツ団体の育成	○	平成25年度から岩倉スポーツクラブ事業委託料を交付し交流事業を実施した。		○地域スポーツ交流事業	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	
	2 学校教育	1 学校教育	—	(1) 教育内容の充実	② 特色ある教育の推進	○	魅力ある学びづくり支援事業により、各小中学校において特色ある学校づくり(教育)を進めることができた。また、地域の人との相互交流・相互連携を通して生きる力を育てることができた。	学校教育課	○魅力ある学びづくり支援事業	各校の校風・伝統・地域の特色を生かした魅力ある教育活動の推進を図る。	地域人材
				(3) 地域ぐるみによる学校教育の充実	② 家庭・地域との交流・連携活動の充実	○	学校行事等に地域の人たちが参加、協力するなど、家庭や地域との交流・連携を図ることができた。		○地域等人材活用事業	市内小中学校において、各教科や総合的な学習の時間、行事等で、講話や技術指導等の支援を受けた人材・団体について登録し、活用状況を共有することにより、更なる人材の活用を図る。	地域人材外部講師
				(5) 学校給食	① 安全でおいしい魅力のある学校給食の提供	○	学校給食の献立には、セレクト給食(各学期)、行事食(随時)等を取り入れている。また、地産地消を進めるため、岩倉産や愛知県産の食材を取入れるとともに、調理作業のドライ運用に努め、安全安心な学校給食を提供した。		●学校給食事業	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食材選定についてもPTAの代表を含め決定している。さらに、給食だよりを通じ保護者へ食育等に関する啓発に努めている。	PTAの代表、保護者
					② 学校における食育の充実	○	栄養教諭等が、給食時間に「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発や食育指導を実施した。教室に掲示していたひとこと指導を献立表の裏面に掲載し、家庭でも見れるようにした。市のホームページに毎月の献立やアレルギー資料を掲載した。				
	2 特別支援教育	—	—	(1) 特別支援教育の充実	③ 児童生徒のノーマライゼーションの理解促進	○	通常学級と特別支援学級との交流教育の実施やユニバーサルデザイン講座などを通して、ノーマライゼーションの理解促進を図った。		○ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザイン講座を実施し、ユニバーサルデザインの考え方について、体験を通して理解することにより、思いやりの心の大切さの理解を図る。	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会
				3 市街地整備	—	(1) 中心市街地の整備	① 岩倉駅東地区市街地整備の促進	○	都市計画道路桜通線については、平成26年度から用地買収に着手するため地元説明会を開催し、一部物件調査を実施した。また、都市計画道路江南岩倉線については、事業着手に向けて愛知県と協議を開始するための基礎資料として土地・建物所有者にアンケート調査を実施し、意向把握に努めた。	●岩倉駅東地区再開発推進事業	岩倉駅東地区の再開発検討は白紙となったが、地区内に計画されている都市計画道路の早期整備を踏るよう地元組織として権利者の意向アンケートなどを実施し、市や県のサポートをしている。
	4 快適で利便性の高い魅力あるまち	5 景観形成	—	(3) 身近な景観づくり		① 屋外広告物の適正化	○	違反広告物を放置すると、街の景観が阻害されるほか、悪質な貸金業による市民へのトラブルにつながる。掲示された広告物を早期に撤去することにより未然に防止することにつながるため、市民と協働で撤去を行っており、掲示物が減少している。	都市整備課	○屋外広告物取締撤去事業	街の美観と景観を保つため市民ボランティア団体である「屋外広告物簡易除却団体」と協働で違反広告物の撤去を実施している。
					③ 美化活動の促進	○	快適で潤いのある都市景観を創出するため、市民との協働により花のあるまちづくり事業と違反広告物の撤去を推進している。	○花のあるまちづくり事業(再掲)		市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会
					○屋外広告物取締撤去事業(再掲)	街の美観と景観を保つため市民ボランティア団体である「屋外広告物簡易除却団体」と協働で違反広告物の撤去を実施している。	屋外広告物簡易除却団体				

協働の取組状況シート(平成25年度)

4	快適で 利便性 の高い 魅力あ るまち	6 上水道	—	(2) 災害対策の 充実	② 応急給水の 充実	○ 応急給水訓練について、市の防災訓練時と愛知県との共同による支援連絡管の訓練を毎年2回実施している。また、非常用飲料水容器を毎年購入し、緊急時のために備蓄している。	上下水道課	○ 応急給水訓練	市の防災訓練にて非常用飲料水容器を使用した応急給水訓練を参加した市民の方々に実施している。また、いざという時に応急給水支援設備の場所や操作方法に不慣れで、整備した施設が活かされないことが危惧されることから、愛知県との共同による応急給水支援設備を使用した防災訓練を実施している。	市民 愛知県尾張水道事務所
	7 下水道	—	(2) 下水道事業 に対する理 解促進	③ 五条川右岸 浄化セン ターに係る 環境対策事 業	○ 環境保全のために年2回地元住民に対し第三者委員会を開催し、臭気等の検査状況を説明している。今後、更に施設に対する理解を得るために浄化センターの管理状況の情報提供を行っていく必要がある。	○ 第三者委員会		五条川右岸流域下水道を管理する愛知県一宮建設事務所により運営管理について、平成14年に地元である野寄区を対象として説明会を行った事を皮切りに、平成21年まで「維持管理にかかる説明会」を行ってきた。平成22年より学識経験者に加え、「第三者委員会」として委員会組織として正式に位置づけられ、右岸浄化センター施設及び流域の運営管理、設備更新計画等についての説明を年2回の委員会を開催し、地元の意見要望を事業に反映するに至っている。今後、大きな施設更新等の計画が具体化した折には、「公害防止委員会」として更に対象地域を広げて、市民への情報提供と市民の意見要望の施設運営への反映を図っていく。	野寄区	
5	地域資源を生かした 活力あ ふれる まち	1 農業	—	(1) 農地の保 全・活用	② 市民農園等 の拡大	○ 一般市民に農に興味をもってもらうために実施している市民農園や農業体験塾において農地の活用が図られている。	商工農政課	○ 市民農園運営事業	市が農地を借りて、各小学校区5つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民農園運営協議会
								○ 稲作り農業体験	市内の農家に講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを体験してもらう。	市民 JA愛知北農協
								○ 農業体験塾	農地を借り農業に興味を持っている人等に対し農家等から指導を受けながら作付けから収穫までを行う。	農業体験塾 JA愛知北農協
		(3) 地産地消型 農業の推進	① 地産地消の 促進と多様 な農業者の 育成	○ 地産地消の推進のため、野菜の広場やJA愛知北産直センターにて、地場農産物の販売を行っており、学校給食においても地元産の食材を使用している。	○ 野菜の広場事業	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅の地下で新鮮な野菜の即売を行っている。		野菜の広場運営協議会 JA愛知北農協		
					② 多品目適量 生産体制の 構築	○ JA 愛知北の産直部会や野菜の広場の参加者などと協力し、一定数の品目確保に努めている。		○ 食育推進事業	生涯学習講座や消費生活講座等での料理教室の開催。安心・安全な地元野菜の品質向上や振興のための農業フェアを実施。生産者と消費者の交流のためのトマトやたけのこの収穫体験。	給食センター運営委員会 子ども連絡協議会 食生活改善推進員
								③ 食育の推進	○ 保育園や児童館等で食育指導を実施し食育の推進に努めている。	○ 岩倉軽トラ市事業 ○ 岩倉軽トラ夜市事業 ○ イルミネーション市事業
		3 商業	—	(3) まちの賑わ いの創出	① 農と連携し た商業振興	○ 地元農家の協力を得ながら、JA 愛知北産直センターや野菜の広場、商工会などと連携して地場農産物の販売促進を図っている。また、軽トラ市を開催し、まちの賑わいなど商業振興に努めている。		○ 消費生活フェア関係事務	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部
								4 消費生活	—	(1) 自主的な消 費者活動へ の支援
		(3) 環境にやさ しい消費生 活の普及	① リサイクル の推進	○ 広報紙やホームページ、保健センター掲示板で周知し、不用品データバンクの利用促進ができています。また、フリーマーケットは、気軽に来店でき、不用品を無駄なく有効利用する促進ができています。	● フリーマーケット事務	消費生活モニターが中心となって、年に2回総合体育文化センターの多目的ホールでフリーマーケットを開催している。				
					5 勤労者 福祉	—		(2) 福利厚生 の充実	② 余暇活動等 の充実	○ 専門分野の知識を習得するため、愛知県地方税滞納整理機構に職員を1年間派遣し、また自治大学校、全国地域リーダー養成塾、市町村職員中央研修所などの研修機関で実施する専門研修を職員に受講させ、行政執行能力や政策形成能力の育成に取り組んだ。

協働の取組状況シート(平成25年度)

5	地域資源を生かした活力あふれるまち	6	観光・交流	—	(1)	五条川・桜並木の保全・整備	①	五条川桜並木の保全・再生	◎	五条川桜並木保存会と協力し、桜への施肥、枯れ枝、腐朽枝などの剪定などを行い、桜の保全と景観の向上を図ることができた。また、尾北自然歩道の各種施設や設備とあわせて桜並木についても、データベースを構築した。	商工農政課	○桜管理等事業	手の届く範囲の支障枝や胴引き・ひこばえの剪定。また、桜の腐食を進行させると言われているベッコウダケの処理や、市で購入した樹木専用肥料（グリーンマイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会			
					(2)	観光施設等の整備・充実	③	観光コースの充実	◎	市民団体のいわくら塾と連携し、桜まつり期間中に観光ボランティアガイドを行っている。また、JAP愛知支部と連携し、「JAPナビ地元いちおし！ドライブコース」を作成、自動車向けの観光コースの充実が図れた。緊急雇用創出事業を活用し、スマートフォンアプリ「い〜わいわくら観光ナビ」の開発を行った。		○観光ボランティア事業	年間を通じて市内の観光ボランティアガイドを行っている。また、桜まつり期間中には岩倉駅地下道に案内所を設置しパンフレットの配布等を行っている。	いわくら塾			
										④		観光コースの移動環境の整備	◎	NPO法人いわくら観光振興会が、市役所1階の「岩倉市観光情報ステーション」で、3台のレンタサイクルを開始した。	○レンタサイクルの導入	特定非営利活動法人いわくら観光振興会が、3台レンタサイクルを導入している。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会
					(3)	観光PR・イベント等の充実	②	既存イベントの充実	○	桜まつりや市民ふれ愛まつりなどの既存イベントの充実に努め、多数の来場者があった。		○市民ふれ愛まつり事業	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会			
										③		観光プログラムの充実と観光商品の造成	○	民間事業者等の協力を得て、マスコットキャラクターい〜わくんのデザインを使用した、観光商品を作成することができた。	○マスコットキャラクター啓発委託事業	市のPR大使「い〜わくん」のグッズを作成し、市内外に出店している「い〜わくんSHOP」にて販売することで、い〜わくん及び岩倉市のPRを行っている。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会
														④	観光プロモーション組織の設置検討	○	観光プロモーション組織としてNPO法人いわくら観光振興会が設立された。NPO法人いわくら観光振興会と協働し、観光PRやイベントの充実にも努めている。体験型観光のプログラム開発については、NPO法人いわくら観光振興会と検討していく。
6	市民とともに歩むひらかれたまち	1	市民協働・地域コミュニティ	—	(1)	市民活動・市民協働の活性化	④	市民活動助成制度の創設	○	地域課題の解決、市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなど公益的な市民活動を支援するため、市民活動助成金制度を平成24年度に創設し、平成25年度は市民活動団体7団体に助成した。平成26年度実施事業の応募は15団体であった。応募支援や周知を市民活動支援センターに委託し大幅な募集増につながった。	企画財政課	○市民活動助成金事業	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成する事業（予算額150万円）。はじめの一步コース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体			
					(2)	地域コミュニティの強化	②	地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	○	市民活動支援センターにおいて、区の会計管理ソフトの提供や印刷機の無料利用による支援を行った。市と行政区や行政区間の通信手段の一つとして、各行政区へIP電話の設置を依頼し、24区に設置した。		○市民活動支援センター事業	市民活動団体の支援の拠点として開設した市民活動支援センターを業務委託している。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援しているほか、活動内容の紹介をHP・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務も実施している。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら市民活動支援センター登録団体			
										○IP電話設置事業		平成21年度の総務省のエビキタス推進事業の委託事業として、市民活動団体・行政区にIP電話を貸与し、団体相互もしくは行政との連携を図っている。	市民活動団体行政区				
					●地域SNS事業	平成22年度の総務省の地域ICT広域連携事業の委託事業として地域SNS（ヒューマンリンクシステム）を開発し、運用している。行政が後ろ盾にある安心・安全な環境の中で、市民や市民団体が自由に情報を発信できるシステムを提供している。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら										
6	男女共同参画	—	(2)	男女共同参画の意識啓発等	①	男女共同参画意識の啓発	○	関連機関と連携し、男女共同参画講座を開催するとともに、啓発資材を活用し、情報提供するなど啓発に努めた。	生涯学習課	○男女共同参画講座	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画セミナー企画委員					



協働の取組状況シート(平成25年度)

6	3	—	(1)	国際交流の促進	① 草の根の国際交流活動の促進	○	国際交流協会の活動を支援したことにより、さまざまなイベントが開催され、国際交流活動の促進が図られた。	秘書課	○国際交流事業補助事業	国際交流協会主催のイベントについては、必要に応じてイベントの企画運営、当日のサポートを秘書課により行っている。国際交流関係のイベント情報を収集し、広報・HPに掲載し、報道機関へも連絡することで多くの方の参加促進に努めている。	国際交流協会		
				② 国際理解教育の充実	○	中学生海外派遣事業は、中学生をモンゴルへ派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養うことができた。また、国際交流員事業では、国際交流員による中学校での英語指導助手、小学校や児童館での国際理解活動、広報での国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務等を行うことができた。また、さくらの家において大人のための英会話講座「やさしい英会話講座」(全6回)開催することができた。	○中学生海外派遣事業		中学生海外派遣事業は、国際交流協会に委託して実施している。派遣する生徒の面接や事前学習といった出国までの準備や帰国後の報告会などの企画運営を学校教育課と協働で行っている。				
				(2)	③ 在住外国人の地域社会への参画促進	○	国際交流協会主催の各種イベントを通じ、地域住民と交流を図ることができた。		○国際交流事業補助事業	国際交流協会主催の日本語教室スタッフと打合せをするなど継続的に支援し、在住外国人情報の収集に努めている。			
					④ 在住外国人の自治意識の高揚	△	地域懇談会については、開催までは至らなかったが、国際交流協会との開取り等を通じた外国人住民の状況の把握、先進地事例の調査研究に努めた。		○先進地研究事業	地域懇談会については、開催までは至らなかったが、国際交流協会との聞き取り等を通じた外国人住民の状況の把握、先進地事例の調査研究に努めた。			
	4	—	(1)	平和意識の高揚	—	○	核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨の普及等を広報やホームページなど通じて周知することができた。また、平和祈念戦没者追悼式の継続など、地域や学校教育課等と連携しながら平和啓発事業を実施できた。	学校教育課	○平和祈念市民参加事業(折り鶴)	核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨の普及等を広報紙やホームページなどで周知することができた。また、平和祈念戦没者追悼式の継続など、地域や学校教育課等と連携しながら平和啓発事業を実施できた。	市民全般		
				(2)	子どもを対象とした平和学習の推進	—	○		毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣している。また、全小中学校において被爆体験や戦争体験談を聞く会を実施した。	○被爆体験談等を開く会		被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会
				(3)	平和活動の継承	② 語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり	○		ホームページで語り部の会の会員を募集したが、1人も応募がなかった。	○戦争の話を開く会		「戦争の話を開こう」及び「戦争体験談を開く会」を、語り部の会と企画運営している。	語り部の会
	5	—	(1)	広報の充実	① 広報いわくらの充実	○	広報モニターから地域の情報やイベント写真の提供があり、広報紙の紙面づくりに活用した。特集として国際パレエコノクル入賞者の紹介、図書館制度の紹介などのほか、宮城県岩沼市への派遣職員体験談「被災地からの報告」、中学生職場体験の生徒とともに子どもの権利についての記事を協働で作成した。	秘書課	○広報紙発行事業	広報モニターの写真等を広報紙に掲載している。また、毎月15日号の「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。	広報モニター、市民活動団体		
					③ 多様な媒体による広報活動の推進	○	ホームページによる迅速な情報の提供と公共施設見学「ぐるっと岩倉+α」を3回実施した。また、まちづくり出前講座による市政情報の周知に努めた。ほっと情報メールの運用を開始した。		○広報モニター事業	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニター会議も開催し委員による広報紙に対する意見を述べる等、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター		
					④ 情報格差の解消	○	視覚障害のある人や高齢者で文字等が見づらい人のために音声で行政情報を伝えるために広報いわくら音声版の提供や広報いわくらの拡大版をさくらの家や南部老人館の家に設置するなど、情報格差の解消に努めている。平成26年2月1日号からはホームページ上に音声ファイルを掲載している。		○まちづくり出前講座	市民等からの申し出により行政の情報を提供している。	市民等		
				(2)	広聴の充実	① 直接対話方式の広聴活動の充実	○		直接対話方式の広聴活動が図られる市長が自ら出席するタウンミーティングは、延べ100人が参加した。広報担当が公共施設等で市民から気軽に意見・要望を聴取する機会として、いどばた広聴を実施している。	○広報いわくら音訳事業	市の広報紙を音訳し、目の見えない人に提供している。	音訳の会あめんぼ	
						① 行政執行能力の向上	◎		専門分野の知識を習得するため、愛知県地方税滞納整理機構に職員を1年間派遣し、また自治大学校、全国各地リーダー養成塾、市町村職員中央研修所などの研修機関で実施する専門研修を職員に受講させ、行政執行能力や政策形成能力の育成に取り組んだ。	○タウンミーティング	市長はじめ市の幹部が区の会合などに出向き、市政についての意見交換を行う。	行政区、市民団体等	
7	1	(4)	分権型社会への対応	① 行政執行能力の向上	◎	専門分野の知識を習得するため、愛知県地方税滞納整理機構に職員を1年間派遣し、また自治大学校、全国各地リーダー養成塾、市町村職員中央研修所などの研修機関で実施する専門研修を職員に受講させ、行政執行能力や政策形成能力の育成に取り組んだ。	○職員研修事業	市民団体や市民活動団体等と、互いに効果が得られる研修を行う。	市民、市民団体等				

## 5 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

### (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第3項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体のうちから市長が委嘱する。

(1) 地方自治に関し識見を有する者

(2) 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学教授
職務代理者	山田 育代	岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	長谷川 博	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	村平 進	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	蒲谷 稔	市内の事業者（石塚硝子株式会社管理本部副主幹）
委員	荒井 英彦	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	齋竹 善行	市民委員（公募）
委員	花井喜美子	市民委員（公募）
委員	山崎 典子	市民委員（市民登録制度）
委員	関戸 誠	市民委員（市民登録制度）

（任期）平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(3) 平成 26 年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第 1 回	平成 26 年 11 月 12 日（水）	・岩倉市自治基本条例推進計画案について （計画番号（1）ーア～（2）ーイ④）
第 2 回	平成 27 年 1 月 9 日（金）	・岩倉市自治基本条例推進計画案について （計画番号（2）ーウ①～（2）ーク）
第 3 回	平成 27 年 3 月 27 日（金）	・協働の取組シートについて